

○防衛省告示第三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が平成三十年二月十三日次のとおり決定された。

平成三十年二月十四日

防衛大臣 小野寺五典

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
二〇六五	大和王城寺原大演習	宮城県加美郡色麻町	国有	建物…約四、七〇〇平方メートル	
	場		国有	工作物…水道等	

訓練施設として追加提供する。

使用期間…平成三十年二月十五日から同

年三月二日までの間

陸上自衛隊大和王城寺原大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

二〇六六 霞の目飛行場

仙台市

国有

土地・約四、二〇〇平方メートル

国有

工作物・鋪床等

訓練施設として追加提供する。

使用期間・平成三十年二月十五日から同年三月二日までの間

陸上自衛隊霞目駐屯地の施設の一部を、

地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

四〇八四 広弾薬庫

呉市

国有

工作物…照明装置

環境負荷低減対策設備として追加提供する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

民有

土地…約二、三〇〇平方メートル

国有

工作物…門等

家族住宅等用地等として追加提供する。

六〇三七 嘉手納飛行場

沖縄県中頭郡嘉手納

国有

建物…約八、九〇〇平方メートル

町

国有

工作物…門等

六〇三七 嘉手納飛行場

沖繩市

国有

工作物…舗床等

管理棟等として追加提供する。

誘導路等として追加提供する。

六〇五一 普天間飛行場

宜野湾市

国有

工作物…諸作業装置等

消防署及び管制塔の非常用発電施設等として追加提供する。

◎新規提供

施設番号 施設名

所在地名

所有関係

摘

要

二〇七一 多賀城駐屯地

多賀城市

国有

土地…約三、八〇〇平方メートル

国有

工作物…雑工作物

訓練施設として新規提供する。

使用期間…平成三十年二月十五日から同

年三月二日までの間

陸上自衛隊多賀城駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。